	下線を付した部分が改正部分である。
改正後	改正前
(別添)	(別添)
税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領	税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領
I (省略)	I (同 左)
II 調査の機会を利用した働き <u>掛</u> け	II 調査の機会を利用した働き <u>か</u> け
1 税務に関するコーポレートガバナンスの確認	1 税務に関するコーポレートガバナンスの確認
(1)~(2) (省略)	(1)~(2) (同 左)
(3) 確認方法	(3) 確認方法
イ(省略)	イ (同 左)
ロ 確認表の作成について、調査法人から協力が得られなかった場合は、当該調査法人に対	ロ 確認表の作成について、調査法人から協力が得られなかった場合は、当該調査法人に対
しては、「2 税務に関するコーポレートガバナンスの判定」から「6 <u>調査時期</u> 延長後	しては、「2 税務に関するコーポレートガバナンスの判定」から「6 調査間隔延長後
の実地調査における対応」までの事務は実施しない。	の実地調査における対応」までの事務は実施しない。
2~4 (省略)	2~4 (同 左)
5 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好な法人への対応	5 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好な法人への対応
税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好であり、調査結果に大口・悪質な是正事	税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好であり、調査結果に大口・悪質な是正
項がなく調査必要度が低いと判断される法人については、調査省略対象とする事業年度の申	事項がなく調査必要度が低いと判断される法人については、調査省略対象とする事業年度の
告書審理を行う際に、(4)ロ(イ)から(ハ)までに該当する取引等を自主的に開示(以下「自主	申告書審理を行う際に、一般に国税当局と見解の相違が生じやすい取引等を自主的に開示 (以
開示」という。) するとともに、(4)ロ (=) の国税当局からの資料提出要請に可能な限り協力す	下「自主開示」という。) し、当局がその適正処理を確認することを条件に、次回調査までの
ること(以下、自主開示と併せて「自主開示等」という。)が確認できた場合には、次回の調	調査間隔を延長する。
<u>査時期</u> を延長する。	
(1) (省 略)	(1) (同 左)
(2) 法人に対する同意確認	(2) 法人に対する同意確認
(1)で抽出した法人に対し、トップマネジメントとの面談時に、 <u>次回の調査時期</u> を延長する	(1)で抽出した法人に対し、トップマネジメントとの面談時に、 <u>調査間隔</u> を延長する <u>条件と</u>
<u>に当たり</u> 、調査省略対象とする事業年度の申告書審理を行う過程において、自主開示 <u>等を行</u>	して、調査省略対象とする事業年度の申告書 審 理を行う過程において、自主開示 <u>を行い、当</u>

局がその適正処理を確認することに同意するか確認する。

<u>う</u>ことに同意するか確認する。

改正後

その際、自主開示等は、<u>次回の調査時期</u>を延長した結果、一回の調査の事務負担が法人及 び国税当局双方にとって過重にならないために行うものであり、<u>国税</u>当局の確認の結果、処 理に誤りがあると思料される場合は、行政指導として自発的な見直しを要請するものであ ることを説明する。

(3) 調査時期の延長

(2)で自主開示等に同意した法人(以下「延長対象法人」という。)に対し、次回<u>の調査時期は、</u>前回調査と今回調査の間隔より1年<u>以上</u>延長することを説明する。

その際、後発的な事情などにより緊急を要する場合は、調査を実施することがある旨を 説明することに留意する。

なお、前回調査と今回調査の間隔が、新規所掌など特別な事情によるものであった場合には、その事情を勘案して庁と協議し、必要な調整を図る。

おって、次回の調査時期は、更正期限(5年)も考慮して決定することに留意する。

(4) 調査省略年度における自主開示事項の確認・資料提出要請

イ 提出依頼

担当特官は、延長対象法人に対して、調査省略対象とする事業年度の申告書審理を行う際に、自主開示等を依頼する。その際、自主開示等すべき取引等が提出されるよう「自主開示等について」及び「提出要請資料一覧表」(別紙2)を交付して説明する。

(注) 資料提出要請は、令和元年6月以前に延長対象となった法人に対しても、法人及 び国税当局の調査に係る事務負担を軽減するために行うものであることを十分に説 明し、協力を依頼する。

ロ 自主開示等の対象

- (4) 申告済の事業年度における以下に掲げる取引等の処理で、取引金額が多額のもの
 - (注) 国税当局に事前相談を行い、事実関係に変更がないもの<u>及び申告調整済の事項</u> は除く。
 - ・ 組織再編 (合併、分割、事業譲渡等) の処理 (完全支配関係にある法人間で行われたものを除く。)
 - ・ 売却損、譲渡損、除却損、評価損等の損失計上取引の処理(直接又は間接に持

改正前

その際、自主開示は、<u>調査間隔</u>を延長した結果、一回の調査の事務負担が法人及び国税当局双方にとって過重にならないために行うものであり、当局の確認の結果、処理に誤りがあると思料される場合は、行政指導として自発的な見直しを要請するものであることを説明する。

(3) 調査間隔の延長

(2)で自主開示に同意した法人(以下「延長対象法人」という。)に対し、次回<u>調査までの</u>間隔を前回調査と今回調査の間隔より1年延長することを説明する。

その際、後発的な事情などにより緊急を要する場合は、調査を実施することがある旨を 説明することに留意する。

なお、更正期限(5年)を考慮し、当面の間、調査間隔は、最大4年とする。

また、前回調査と今回調査の間隔が、新規所掌など特別な事情によるものであった場合には、その事情を勘案して庁と協議し、必要な調整を図る。

(4) 調査省略年度における自主開示事項の確認

イ 提出依頼

担当特官は、延長対象法人に対して、調査省略対象とする事業年度の申告書審理を行う際に、自主開示を依頼する。その際、<u>真に確認</u>すべき取引等が提出されるよう<u>、</u>別紙2を<u>提示</u>して説明を行う。

口自主開示事項

- (イ) 申告済の事業年度における以下に掲げる取引等の処理<u>(一般に国税当局と見解の相</u> 違が生じやすいもの)で、取引金額が多額のもの
 - (注) 国税当局に事前相談を行い、事実関係に変更がないものは除く。
 - ・ 組織再編における適格組織再編か否かの判定
 - 特別損失計上取引の処理
 - 売却損、譲渡損、除却損、評価損等の損失計上取引の処理

改正後

株割合が 50%未満の関係にある者との間で行われた資産の売却損、譲渡損等は除く。)

- (中) 前回調査における是正事項に係る再発防止や申告調整等の状況
- (ハ) 次回調査前に<u>国税</u>当局の見解を確認したい申告済の事業年度における取引等の処理で、取引金額が多額のもの
- (二) 国税当局から提出を要請する資料

ハ 自主開示事項の確認

担当特官は、自主開示された事項 (ロ(n)及び延長対象法人が確認結果の回答を求めないものを除く。以下「自主開示事項」という。) <u>について、</u>適正に処理されているか否かを確認し、「自主開示事項確認事績整理票」(様式3) に開示内容、確認結果等を取りまとめ、必要に応じて調査審理課(設置されていない局にあっては審理担当者)と協議する。

なお、自主開示事項の適否判断に必要な資料が提出されない場合や、深度ある調査、 取引先等への反面調査など事実認定を要する場合は、延長対象法人に対し、当該事項は 次回調査で確認する旨連絡する。

<u>おって、当該事項及び確認結果の回答が必要ない事項</u>を次回調査で確認した結果、追 徴税額が生じることとなった場合には、加算税が賦課決定されることを併せて説明す る。

- (注) 1 法人に臨場して確認する必要がある場合には、法人の事務負担を考慮し、おお tgね 15 日以内の臨場となるようにする。
 - 2 担当特官は、自主開示<u>等</u>の一連の事務は、質問検査権を行使した調査ではなく、 法人との信頼関係に基づき、任意の協力により実施するものであることを十分 認識するとともに、法人の事務負担についても配意する。

ニ~ホ (省略)

(5) 調査省略年度における税務に関するコーポレートガバナンスの確認

担当特官は、(4)の事務に併せ、延長対象法人の税務に関するコーポレートガバナンスの状況について、前回調査時に法人が作成した確認表の内容に変更がないか聴取し、変更があった場合には、その状況を確認する。

改正前

- ・ その他一時の損金計上取引の処理
- ・ 仮受金又は仮払金計上取引の処理
- その他これらに類する取引等
- (中) 前回調査で是正された事項の再発防止や申告調整等の状況
- (n) 次回調査前に当局の見解を確認したい申告済の事業年度における取引等の処理で、 取引金額が多額のもの

ハ 自主開示事項の確認

担当特官は、必要に応じて延長対象法人に対して適否判断に必要な資料の提出を求め、自主開示された事項(以下「自主開示事項」という。)が適正に処理されているか否かを確認し、「自主開示事項確認事績整理票」(様式3)に開示内容、確認結果等を取りまとめ、必要に応じて調査審理課(設置されていない局にあっては審理担当者)と協議する。

なお、自主開示事項の適否判断に必要な資料が提出されない場合や、深度ある調査、 取引先等への反面調査など事実認定を要する場合は、延長対象法人に対し、当該事項は 次回調査で確認する旨連絡する。

<u>また</u>、当該事項を次回調査で確認した結果、追徴税額が生じることとなった場合には、 加算税が賦課決定されることを併せて説明する。

- - 2 担当特官は、<u>自主開示事項の確認に当たり、</u>自主開示の一連の事務は、質問検 査権を行使した調査ではなく、法人との信頼関係に基づき、任意の協力により実 施するものであることを十分認識するとともに、法人の事務負担についても配意 する。

ニ~ホ (同 左)

(5) 調査省略年度における税務に関するコーポレートガバナンスの確認

担当特官は、(4)の事務に合わせ、延長対象法人の税務に関するコーポレートガバナンスの状況について、前回調査時に法人が作成した確認表の内容に変更がないか聴取し、変更があった場合には、その状況を確認する。

新旧対照表 改正後 改正前 6 調査時期延長後の実地調査における対応 6 調査間隔延長後の実地調査における対応 (1) 税務に関するコーポレートガバナンスの判定 (1) 税務に関するコーポレートガバナンスの判定 担当特官は、調査時期延長後の実地調査の際に、「1 税務に関するコーポレートガバナ 担当特官は、調査間隔延長後の実地調査の際に、「1 税務に関するコーポレートガバナ ンスの確認 | 及び「2 税務に関するコーポレートガバナンスの判定 | の事務を行い、税務 ンスの確認 | 及び「2 税務に関するコーポレートガバナンスの判定 | の事務を行い、税務 に関するコーポレートガバナンスの再判定を行う。 に関するコーポレートガバナンスの再判定を行う。 (2) 調査時期の見直し (2) 調査間隔の見直し (1)の判定結果及び調査結果に基づき、次のとおり調査時期を見直し、「3 トップマネジ (1)の判定結果及び調査結果に基づき、次のとおり調査間隔を見直し、「3 トップマネジ メントとの面談」の事務を行う。 メントとの面談」の事務を行う。 イ 調査結果に大口・悪質な是正事項がなく、税務に関するコーポレートガバナンスの状況 イ 調査結果に大口・悪質な是正事項がなく、税務に関するコーポレートガバナンスの状 が更に良好となった法人については、調査時期を更に延長する。 況が更に良好となった法人については、調査間隔の更なる延長を行う。 ロ 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好でなくなった場合、調査結果に大 ロ 税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好でなくなった場合、調査結果に大 口・悪質な是正事項があった場合、自主開示等の履行状況が不十分であった場合には、次 口・悪質な是正事項があった場合、自主開示の履行状況が不十分であった場合には、調査 回調査は調査必要度に応じて実施する。 間隔を延長する直前の調査間隔に戻す。 ハ イ及びロ以外の場合については、調査時期の延長を継続する。 ハ イ及びロ以外の場合については、調査間隔の延長を継続する。 (注) 1 延長対象法人に対し、イからハに該当する旨を説明することに留意する。 (注) 2 調査時期を更に延長する場合及び調査時期の延長を継続する場合には、5(2)の同 調査間隔の更なる延長を行う場合及び調査間隔の延長を継続する場合には、5(2)の同 意確認を行うことに留意する。

意確認を行うことに留意する。

Ⅲ 説明会等の実施

大企業のトップマネジメントが出席する関係団体や地元経済団体等が実施する会合等におい て、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働き掛ける。

Ⅲ 説明会等の実施

大企業のトップマネジメントが出席する関係団体や地元経済団体等が実施する会合等におい て、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかける。

	改正後			改正前		
	(別紙1)				(別紙1)	
	税務に関す	るコーポレートガバナンスの確認項目の評価ポイント		税務に関す	るコーポレートガバナンスの確認項目の評価ポイント	
	確認項目	評価ポイント		確認項目	評価ポイント	
1	トップマネジメント	の関与・指導	1	トップマネジメント	の関与・指導	
	税務コンプライアン	税務コンプライアンスに関する意識の醸成を図るため、社訓や指針等への		税務コンプライアン	税務コンプライアンスに特化した指針等がある又はコンプライアンスに関	
	スの維持・向上に関す	税務に関する事項の記載状況を確認する。		スの維持・向上に関す	する社訓や指針等に税務コンプライアンスに関する項目を明示的に掲載し	
	る事項の社訓、コンプ	_(取組事例)_	(1)	る事項の社訓、コンプ	ているか。	
	ライアンス指針等へ	・コンプライアンスに関する社訓や指針等に税法遵守、原始記録の適正		ライアンス指針等へ		
	の掲載	保存、不正な会計処理の禁止などの事項を明記		の掲載		
		・税務に特化した指針等を策定				
	税務コンプライアン	上記①の社訓や指針等の社内周知・浸透を図るため、トップマネジメント		税務コンプライアン	1①の社訓や指針等が、社内 LAN への掲載や研修等を通じ全社員に対して発	
	スの維持・向上に関す	からの発信状況及びその浸透度を確認する。		スの維持・向上に関す	信され(役員・部長職等からの間接伝達を含む)、社員へ浸透しているか。	
	る方針のトップマネ			る方針のトップマネ		
	ジメントによる発信	・社内 LAN への掲載、研修、コンプライアンス・ハンドブックの配布等		ジメントによる発信		
2		により全社員に周知	2	_(例:社内 LAN に掲		
		・社内 LAN 等を利用した研修等の機会に、指針等の理解度チェックを実		載、研修で伝達など)		
		<u>施</u>				
		・企業グループとしてコンプライアンス指針を策定し、グループ内企業で				
		<u>共有</u>				
	税務方針等の公表	企業 (グループ) としての税務に対する取組方針を明確化するため、税務	(親	· 規)		
		方針やタックスポリシー等の公表状況を確認する。				
3		・税法遵守、適正納税に向けた体制整備、適正なグループ内取引の実施				
		などを明記した税務方針を社訓等とは別に策定し、その内容をホーム				
		ページに掲載				
	税務調査の経過や結	トップマネジメントが適切な関与・指導を行うため、税務調査の経過や結		税務調査の経過や結	税務調査結果だけでなく、適時トップマネジメントに税務調査状況を報告し	
	果のトップマネジメ	果の報告状況を確認する。		果のトップマネジメ	ているか。	
4	ントへの報告		<u>3</u>	ントへの報告		
		・税務調査の結果だけでなく、適時調査状況を報告				

改正後		改正前			
	税務に関する社内監	トップマネジメントが適切な関与・指導を行うため、税務の観点から実施		税務に関する社内監	適時トップマネジメントに社内監査の結果を報告しているか。
	査結果のトップマネ	した社内監査の結果報告状況を確認する。		査結果のトップマネ	
<u> 5</u>	ジメントへの報告	_(取組事例)_	<u>4</u>	ジメントへの報告	
		・適時社内監査の結果を報告			
	社内監査や税務調査	再発防止策の実効性を高めるため、トップマネジメントの関与(指示・指		社内監査や税務調査	担当部署等が提示した再発防止策に対してトップマネジメントが、指示・指
	等で税務上の問題事	導)状況を確認する。		等で税務上の問題事	導を的確に行っているか。_
	項が把握された場合	_(取組事例)_		項が把握された場合	
<u>⑥</u>	における、その再発防	・トップマネジメントの指示・指導の下、経理担当部署等が再発防止策	<u>⑤</u>	における、その再発防	
	止策に対するトップ	を策定・運用状況を管理		止策に対するトップ	
	マネジメントの指示・	・徹底した再発防止を社長メッセージとして電子メールや社内 LAN 等によ		マネジメントの指示・	
	指導	<u>り指示</u>		指導	
	トップマネジメント	再発防止策の実効性を高めるため、その運用に関する報告状況を確認す		トップマネジメント	再発防止策の運用状況についてトップマネジメントに適時報告している
	への再発防止策の運	<u>5.</u>		への再発防止策の運	<u> </u>
<u></u>	用状況の報告	_(取組事例)_	(E)	用状況の報告	
		・再発防止策の内容や重要度に応じ、その運用状況(マニュアル改定、	<u>6</u>		
		改善状況等)を適時報告			
	トップマネジメント	国税当局との信頼関係を構築していく上では、トップマネジメントが税務			
	から社内に対する税	に対して協力的であることが重要であるため、税務調査への対応に関する指		トップマネジメント	<u> 税務調査への協力についてトップマネジメントから指示しているか。</u>
	務調査への適切な対	示状況を確認する。		から社内に対する税	
<u>®</u>	応についての指示	_(取組事例)	7	務調査への適切な対	
		・税務調査開始前に、調査対応を優先するよう、指示文書を発信		応についての指示	
		・税務調査中に指摘された是正すべき事項に類似する取引の有無について、			
		全社に徹底調査を指示			

改正後			改正前		
	確認項目 評価ポイント			確認項目	評価ポイント
2	経理・監査部門の体	制・機能の整備・運用	2	経理・監査部門の体	制・機能の整備・運用
	税務上の処理 (解釈)	日々の経理 (税務) 処理を適正に行うため、国内事業部・事業所と本社経		税務上の処理(解釈)	①税務上の処理(解釈)について、国内事業部・事業所が経理担当部署と
	に関して、事業部門や	理担当部署との連絡・相談体制の整備状況及び経理担当部署における、各事		に関して、事業部門や	連絡・相談できる体制が整備されているか。また、経理担当部署におい
	国内外の事業所から	業部の事業活動に係る情報の入手状況を確認する。		国内外の事業所から	て、各事業部署の事業活動に係る情報を十分に入手できており、税務処理
	経理担当部署への情	なお、海外支店・現地事業所(所得金額の計算に影響する外国子会社等を		経理担当部署への情	に関して適正に判断し得る状況となっているか。_
	報の連絡・相談体制の	含む。)を有する場合には、当該支店等との状況についても別途確認する。_		報の連絡・相談体制の	②税務上の処理(解釈)について、海外支店・現地事業所が経理担当部署と
	整備	(取組事例)		整備 (例:一定の取引	連絡・相談できる体制が整備されているか。また、経理担当部署において、
		・各事業部と経理担当部署が、毎月、情報交換を目的とした会議を実施		については経理担当	海外支店等の事業活動に係る情報を十分に入手できており、税務処理に関し
1		・各事業部に経理担当を設置するとともに、本社経理担当部署に経理	1	部署へ決裁文書が回	て適正に判断し得る状況となっているか。
		(税務) 処理に関する相談窓口を設置 (全社員に周知)		付されるなど)	
		・稟議書や取締役会資料が本社経理担当部署に回付される仕組みを構築			
		し、税務上検討を要する取引を早期に把握			
		・例外的な取引が発生した場合、各事業部から本社経理担当部署へ報告			
		を義務化			
		・税務上問題が生じる可能性が高い取引について、関係部署と多角的に			
		検討する体制を構築			
	税務精通者の配置状	各事業部からの相談に対する回答や税務調査に適切に対応するため、税務		税務精通者の配置状	税務担当者のローテーションに配慮したり、税理士有資格者や税理士を中
	況、税務精通者の確	精通者の配置状況(人材育成面、人員)を確認する。		況、税務精通者の確	途採用するなど、各事業部署からの相談に対する適切な判断や税務調査に
(2)	保のために実施して	_(取組事例)	2	保のために実施して	対する適切な対応ができるよう税務精通者を十分に配置しているか。
	いる事項	・人材育成を考慮した人事ローテーション、外部研修の受講		いる事項	
		・多面的な検討を行うため、税務精通者(税理士資格を有する者など)			
		を複数人配置			
	経理担当部署等によ	経理処理の適正性を検証するため、日常のチェックとは別に経理担当部署		経理担当部署等によ	①税務に関する社内監査の実施状況について、経理や監査部門が日頃の経
	る税務に関する社内	や監査部門等が税務の観点から行っている監査の実施状況を確認する。		る税務に関する社内	理処理について税務の観点から実効性のある監査を実施しているか。
(3)	監査の実施	また、処理誤り等を把握した場合の是正状況及び再発防止策等の対応状況	(3)	監査の実施	②処理誤り等を把握した場合には、適時是正するとともに実効性のある再
		<u>を確認する。</u>			発防止策を構築しているか。
		_(取組事例)			
		・会計(税務)監査専担チームを設置し、定期的に監査を実施			

改正後		改正前			
4	税務コンプライアン スの維持・向上に関 する経理部署と監査	・過去に税務調査で質問等された事項を参考に取引を抽出し、各事業部と処理の適否を検討 ・税務調査で是正事項があった部署の監査を実施 ・税務調査で質問等が少なかった事業部の監査を重点的に実施 ・グループ会社との取引に係る経理処理や保存書類の整合性を確認 ・税務コンプライアンスの充実を図るため、監査役や監査法人との意見交換の実施状況を確認する。 (取組事例)	4	税務コンプライアン スの維持・向上に関 する経理部 <u>門</u> と監査	適時報告・相談し、必要に応じ意見交換を行い、アドバイス等を受けているか。
	役・監査法人との連携 国内のグループ会社 への税務に関する情報提供 連結子法人に対する	・税務調査の結果や内部統制の整備状況等について適時報告・相談し、 意見交換やアドバイス等を受けている 【全法人】 グループ全体の経理レベル向上を図るため、グループ会社との税務に関する情報交換の実施状況を確認する。 (取組事例)		役・監査法人との連携 連結子法人や国内の グループ会社への税 務面の情報交換の実 施状況	①連結納税制度適用法人 連結子法人と親法人経理担当部署との間で、税務に関する情報交換(税制 改正等の情報提供)や連結納税に係る申告指導など説明会等を設けて実施 しているか。
\$	申告指導などの説明 会等の実施	・申告書作成や経理処理の参考となるマニュアルやチェックリストをグループ会社と共有 ・税制改正の内容等について、グループ会社経理担当に周知 【連結納税制度適用法人】 申告書作成に必要な情報が報告されるよう、連結子法人との税務に関する情報交換等の実施状況を確認する。 (取組事例) ・税制改正等の情報提供を行うとともに決算前に連結納税に係る説明会を実施	(5)		②全法人 グループ会社と親会社経理担当部署との間で、税務に関する情報交換(税制改正等の情報提供)など会合を設けて実施しているか。
6	海外の主要な子会社 に対する税務に関す る監査・モニタリン グの実施	グループ内取引等の適正性を確認するため、海外の主要な子会社に対する 税務面での監査等の実施状況(経理担当部署への結果報告を含む。)を確認する。 また、監査等により処理誤り等を把握した場合の是正状況及び再発防止策等の対応状況を確認する。 (取組事例) ・自社又は監査法人により税務面での監査を定期的に実施	6	海外の主要な子会社 <u>への会計</u> 監査・モニ タリングの実施	①自社又は監査法人等により、監査・モニタリングを実施し、本社経理担当部署が状況を適切に把握しているか。 ②処理誤り等を把握した場合には、適時是正するとともに実効性のある再発防止策を構築しているか。

改正後	改正前
・一定の取引について、原始記録を添付した上で、定期的に本社へ報告 する仕組みを構築	

	改正後			改正前		
	確認項目	評価ポイント		確認項目	評価ポイント	
3	内部牽制の働く税務	・会計処理手続の整備・運用	3	内部牽制の働く税務	・会計処理手続の整備・運用	
	個々の業務における	日々の経理(税務)処理の過程で生じる誤謬や不正を防止するため、業務		個々の業務における	①本社の経理担当者のチェック、複数の社員のチェック、システムチェッ	
	経理処理のチェック	<u>分担等によるチェック体制の整備状況及びその運用状況を確認する。</u>		経理処理のチェック	クなどにより取引に係る処理をチェックし、税務上の処理誤りを防止する	
	体制及び税務処理誤	_(取組事例)_		体制及び税務処理誤	措置を講じているか。	
	りの防止策	・特定の取引について、税務上検討すべき事項を網羅したチェックシー		りの防止策	②日々の経理(税務)処理の過程で生じる誤謬や不正を業務の分担や事後	
		トの作成を義務付け、必要に応じ経理担当部署へ相談・協議する体制			<u>のチェック等によって防止する体制を整備し、その仕組みが機能している</u>	
1		<u>を構築</u>	1		<u>Ď\</u>	
		・処理誤りが多い業務について、権限・職責に応じたチェック体制を構				
		築(複数の担当によるチェック体制を構築)				
		・決算後各部門に予算消化目的や繰上げ(繰延べ)計上等がないか再確				
		認させ、その結果を経理担当部署へ報告				
		・税務を意識した取引を行うよう、決裁書に税務の取扱いを記載				
	税務処理手続の明確	継続的にルールに基づいた適正な事務処理を行うため、税務処理手続の策		税務処理手続の明確	税務処理に関して、マニュアル化(適宜改訂)するなど、事務処理が明確	
	化	定状況及びその運用状況を確認する。		化 (例:マニュアル	化・ルール化され、ルールに基づいた適正な事務処理が継続的に行われて	
2		_(取組事例)_	2	の作成など)_	いるか。	
		・過去の処理誤りや調査での是正事項を踏まえたマニュアルを作成(適				
		時改定)				
		・作成したマニュアルを社内LANに掲載するなど社内で共有。				
	会計処理の適否が事	会計処理の適否を事後においても検証可能とするため、事業部等に対する		会計処理の適否が事	会計処理の適否を事後検証するための資料の保存を指示し、保存が徹底し	
	後においても検証可	資料保存に関する指示状況及びその保存状況を確認する。		後においても検証可	ているか。	
	能となる仕組の整備			能となる仕組の整備		
3		・請求事実を証する資料、施行検査の写真、廃棄に係る客観的な証ひょ	(3)	(例:請求事実の発		
		う等保存すべき資料を整理し、所定期間、所定の方法で保存するよう		生を証する資料、施		
		指示し、適時資料を確認できるよう目録を作成		工検査の写真、廃棄		
				に係る客観的な証ひ		
				ょう等の保存など)		
4	不正な会計処理など	不正な会計処理、違法取引等を防止するため、内部(社員やグループ会	4	不正な会計処理など	会計処理に関する疑わしい行為について、内部(社員やグループ会社)や	
	の情報に関する内部	社)や外部(取引先や一般消費者)からの情報提供の受付窓口の設置状況及		の情報に関する内部	外部(取引先や一般消費者)からの情報提供を受け付ける窓口が社内及び	

	改正後		改正前
(外部) 通報制度の整備と周知	改正後 びその周知状況を確認する。 (取組事例) ・社内及び社外(弁護士事務所等)に通報窓口を設置するとともに、研修、会議、社内LAN等によりその旨を周知。その際、不正な会計処理も通報対象となることを説明	(外部) 通報制度の 整備と周知 <u>状況</u>	改正前 社外(弁護士事務所等)に整備され、WEB等により周知されているか。

	改正後		改正前			
	確認項目	評価ポイント		確認項目	評価ポイント	
4	税務に関する情報及	び再発防止策の社内への周知	4	税務に関する情報及	び再発防止策の社内への周知	
	申告書の作成や日々	税務に関する認識の向上を図るため、税務に関する情報(申告書の作成や		申告書の作成や日々	税務に関する情報(税制改正など)について、経理部署から関係部署へ説	
	の税務・経理処理に	日々の経理処理に影響する税制改正事項など)の提供状況について確認す		の税務・経理処理に	明会の開催などにより、適時・適切に提供することにより、日々の経理	
	影響する税制改正等	<u>3.</u>		影響する税制改正等	(税務) 処理へ適切に反映しているか。	
	の情報提供	(取組事例)		の情報提供状況		
		・経理担当部署から関係部署へ説明会・研修・社内LANへの掲載などに				
(<u>1</u>)		より、適時提供	(1)			
		・税制改正事項や誤りの多い事例について、解説を付したものを社内 LAN				
		<u> </u>				
		・説明会後、理解度チェックを行い、理解度が低い項目を再度個別に説				
		<u>明</u>				
		・会計や税務処理に関する社内ルールについて、e ラーニングを実施(履				
		修しないと起票できないこととするライセンス制を採用)				
	税務調査結果及び再	税務調査による是正事項の再発防止を図るため、税務調査結果や再発防止		税務調査結果及び再	税務調査結果及び是正事項の再発防止策について、発生部署だけでなく、	
	発防止策の社内周知	策の社内への周知状況及びその運用(改善)状況を確認する。		発防止策の社内周知	関係する全部署に対しても説明し、再発防止策の手順等を周知徹底し、そ	
		(取組事例) TO (の実施状況を適宜確認することにより、同様の非違を未然に防止している	
2		・発生部署だけでなく、関係する全部署に対しても再発防止策の手順等	2		<u> </u>	
		を周知徹底し、その実施状況を適宜確認				
		・不適切な取引が判明した場合、緊急に研修会等を実施				
		・事務処理マニュアルを改訂し、改善状況を定期的に検査				

	改正後			改正前
確認項目	評価ポイント		確認項目	評価ポイント
5 不適切な行為の抑制	策の整備・運用	5	不適切な行為の抑制	策の整備・運用
仮装・隠 <u>蔽</u> を行った社員に対	仮装・隠蔽等の不適切行為(会計・税務面)を防止するため、処分対象と		仮装・隠 <u>ぺい</u> を行っ	①仮装・隠ぺい等の不適切行為を処分する規定等を有し、概ね全社員に対
する懲戒処分などのペナル	なる行為を明記した懲戒規定等の整備状況及び社員への周知状況を確認す		た社員に対する懲戒	し研修や会議等で説明して周知しているか。
ティ制度の整備と運用	<u>S.</u>		処分などのペナルテ	②不正行為の概要について、概ね全社員に対して適時周知しているか。
	また、不正行為が生じた場合の社員への周知状況を確認する。		ィ制度の整備と運用	(役員等を通じて間接的に公表している場合や研修等の機会に周知してい
		<u>①</u>		る場合を含む。)
	・仮装・隠蔽等の不適切行為は、処分対象となる規定等を整備し、おお			
	むね全社員に対し、研修や会議等で周知			
	・不正な税務・会計処理を行った取引実行者及び監督責任者を処分			
	・会計・税務に関する不正行為の概要について、おおむね全社員に対し			
	て適時周知			
※ 取組事例には、各項	目において効果的と考えられる事例を記載している。			
[7 o/k]				
【その他】	₹₩### / \ . 1	(新	1 -11/	
判定項目	評価ポイント	(利)	<i>块)</i>	
1 税務調査への対応				
調査中の質問等に対する回	税務調査の際の質問等に対する回答、証ひょう類の提出状況や事業部門担			
答、証ひょう類の提出等	当者等へのヒアリングや現場確認等の対応状況を確認する。			
2 帳簿書類等の保存				
帳簿書類、原始記録の保存	帳簿書類(総勘定元帳、補助簿等)及び原始記録(海外支店等の分も含			
	む。)の保存状況(保存期間、保存方法、保存場所)を確認する。			

利用利需数				
改正後	改正前			
(別紙2) 自主開示 <u>等</u> について	(別紙2) 自主開示について			
 ○ 自主開示等は、次回の調査時期を延長した結果、一回の調査の事務負担が納税者及び国税当局 双方にとって過重にならないために行うものであり、国税当局の確認の結果、処理に誤りがある と思料される場合は、行政指導として自発的な見直しを要請するものです。 ○ 次の取引等の概要、会計処理、証ひょう類(契約書、請求書、納品書、領収証等)や社内の検 	 ○ 自主開示は、調査間隔を延長した結果、一回の調査の事務負担が納税者及び国税当局双方にとって過重にならないために行うものであり、当局の確認の結果、処理に誤りがあると思料される場合は、行政指導として自発的な見直しを要請するものです。 ○ 当局が行う調査省略対象とする事業年度の申告書審理に併せて、次の取引等の税務上の処理 			
<u> 計過程が確認できる</u> 資料 (<u>稟議書等</u>) を提出してください。 1 申告済の事業年度における以下に掲げる取引等の処理で、取引金額が多額 (売上金額の	<u>状況及びその検討</u> 資料を提出してください。 1 申告済の事業年度における以下に掲げる取引等の処理(一般に国税当局と見解の相違が生			
1 甲音済の事業年度におりる以下に掲りる取引等の処理で、取引金額が多額(元上金額) 0.1%以上、ただし、売上金額1兆円超の法人については、10億円以上)のもの (注) 国税当局に事前相談を行い、事実関係に変更がないもの及び申告調整済の事項は除く。 ・ 組織再編(合併、分割、事業譲渡等)の処理(完全支配関係にある法人間で行われたものを除く。) ・ 売却損、譲渡損、除却損、評価損等の損失計上取引の処理(直接又は間接に持株割合が50%未満の関係にある者との間で行われた資産の売却損、譲渡損等は除く。)	1 甲音符の事業年度における以下に掲げる取り等の処理 <u>(一般に国祝当局と見牌の相違が生</u> <u>じやすいもの)</u> で、取引金額が多額(売上金額の0.1%以上、ただし、売上金額1兆円超の 法人については、10億円以上)のもの。 (注) 国税当局に事前相談を行い、事実関係に変更がないものは除く。 ・ 組織再編における適格組織再編か否かの判定 ・ 特別損失計上取引の処理 ・ 売却損、譲渡損、除却損、評価損等の損失計上取引の処理 ・ その他一時の損金計上取引の処理 ・ 仮受金又は仮払金計上取引の処理 ・ その他これらに類する取引等			
2 前回調査 <u>における是正事項に係る</u> 再発防止や申告調整等の状況 <u>(注)発生原因、再発防止策及び社内への周知状況も併せて記載してください。</u>	2 前回調査 <u>で是正された事項の</u> 再発防止や申告調整等の状況			
3 次回調査前に <u>国税</u> 当局の見解を確認したい申告済の事業年度における取引等の処理で、取引金額が多額のもの	3 次回調査前に当局の見解を確認したい申告済の事業年度における取引等の処理で、取引金額が多額のもの			
○ 自主開示 <u>等</u> の履行状況は、次回調査時の <u>調査時期</u> 見直しの判定項目としております。	○ 自主開示の履行状況は、次回調査時の <u>調査間隔</u> 見直しの判定項目としております。			
○ 自主開示事項の確認結果の連絡は、原則として自主開示を受けてから3ヵ月以内に行うよう	○ 自主開示事項の確認結果の連絡は、原則として自主開示を受けてから3ヵ月以内に行うよう			

改正後	改正前
努めますが、1のうち特に回答を求めない事項があれば、その旨を申し出てください。	努めます。
分のより <u>か、100万つ村に凹谷を水のない事項があれ</u> いよ、てい目を中し山(くたさい。	分のより。
○ 確認結果は、自主開示で提出された資料の範囲で適否を判断したものであり、調査等により事 実関係が異なることが判明した場合は、異なる判断もあり得ることを <u>御</u> 了承願います。	○ 確認結果は、自主開示で提出された資料の範囲で適否を判断したものであり、調査等により 事実関係が異なることが判明した場合は、異なる判断もあり得ることをご了承願います。
○ 上記1~3のほか、国税当局から提出を要請する資料は、提出要請資料一覧表のとおりです。	

	改正後						改正前			
	提出要請資料一覧表				(新規)					
以下	に記載する資料の提出をお	お願いいたします。	0							
	資	料名		媒体	提出日					
※ 媒		データ」等と記入し	してください。							
【整理	欄】									
	依頼日	保存場所								
引	継日	受領者		引継者						
*1 2	資料受領後、整理欄を記載 資料受領者と保存部署が異	の上、税歴簿に総 はなる場合には、引	 帰てつ、保存す 別継日、受領者	る。 f及び引継者	 を記載する。	ı				

改	E後		改正前		
	(様式1)		た 鎌)		
税務に関するコーポレートガバナンス確	記表 frkx 年月日 年月日 年代報 氏名	税務に関するコーポレートガバー	ナンス確認表 		
法人名 答者	育"汉柳 八石	法 人 名	応 部署·役職 氏名 答 者		
確認項目	実施 状況	確認項目	実 施 状 況		
1 トップマネジメントの関与・指導		1 トップマネジメントの関与・指導	Z 16 V 16		
税務コンプライアンスの維持・向上に関 する事項の社訓、コンプライアンス指針 等への掲載		税務コンプライアンスの維持・向上に関 ① する事項の社訓、コンプライアンス指針等への掲載			
② 税務コンブライアンスの維持・向上に関する方針のトップマネジメントによる発信		税務コンプライアンスの維持・向上に関 ② する方針のトップマネジメントによる発信 〈例: 社内LANに掲載、研修で伝達など〉			
③ 税務方針等の公表		(新規)			
④ 税務調査の経過や結果のトップマネジメントへの報告		③ 税務調査の経過や結果のトップマネジッントへの報告	×		
⑤ 税務に関する社内監査結果のトップマ ⑤ ネジメントへの報告		④ 税務に関する社内監査結果のトップマ ・ ネジメントへの報告			
社内監査や税務調査等で税務上の問題事項が把握された場合における、その再発防止策に対するトップマネジメントの指示・指導		社内監査や税務調査等で税務上の問題事項が把握された場合における。その再発防止策に対するトップマネジメントの指示・指導	,		
② トップマネジメントへの再発防止策の運用状況の報告		⑥ トップマネジメントへの再発防止策の運用状況の報告			
® トップマネジメントから社内に対する税 ® 務調査への適切な対応についての指示		⑦ トップマネジメントから社内に対する税利 調査への適切な対応についての指示	等		
⑨ その他有効な取組		⑧ その他有効な取組			

改正後	改正前
確 認 項 目 実 施 状 況	確 認 項 目 実 施 状 況
2 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用	2 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用
税務上の処理(解釈)に関して、事業部 ① 門や国内外の事業所から経理担当部 署への情報の連絡・相談体制の整備	税務上の処理(解釈)に関して、事業部門や国内外の事業所から経理担当部署 ① への情報の連絡・相談体制の整備(例: 一定の取引については経理担当部署へ 決裁文書が回付されるなど)
② 税務精通者の配置状況、税務精通者の確保のために実施している事項	② 税務精通者の配置状況、税務精通者の 確保のために実施している事項
③ 経理担当部署等による税務に関する社 内監査の実施	③ 経理担当部署等による税務に関する社 内監査の実施
税務コンプライアンスの維持・向上に関 ④ する経理部署と監査役・監査法人との 連携	税務コンプライアンスの維持・向上に関 ④ する経理部門と監査役・監査法人との 連携
国内のグループ会社への税務 <u>に関する</u> 情報提供 <u>連結子法人に対する申告指導などの説</u> 明会等の実施	⑤ 連結子法人や国内のグループ会社への 税務面の情報交換の実施状況
⑥ 海外の主要な子会社 <u>に対する税務に関する</u> 監査・モニタリングの実施	⑥ 海外の主要な子会社 <u>への会計監査・モータリングの実施</u>
⑦ その他有効な取組	⑦ その他有効な取組
3 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用	3 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用
① 個々の業務における経理処理のチェック体制及び税務処理誤りの防止策	① 個々の業務における経理処理のチェック体制及び税務処理誤りの防止策
② 税務処理手続の明確化	② 税務処理手続の明確化 <u>(例:マニュアル</u> の作成など)
③ 会計処理の適否が事後においても検証可能となる仕組の整備	会計処理の適否が事後においても検証 可能となる仕組の整備(例:請求事実の ③ 発生を証する資料、施工検査の写真、 廃棄に係る客観的な証ひょう等の保存 など)

改正	後	改正前			
確認項目	実施 状況	確 認 項 目 実 施 状 況]		
3 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用		3 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用	1		
④ 不正な会計処理などの情報に関する内部 (外部)通報制度の整備と周知		④ 不正な会計処理などの情報に関する内 部(外部)通報制度の整備と周知状況			
⑤ その他有効な取組		⑤ その他有効な取組			
4 税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知	П	4 税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知			
① 申告書の作成や日々の税務・経理処理 に影響する税制改正等の情報提供		① 申告書の作成や日々の税務・経理処理 に影響する税制改正等の情報提供 <u>状況</u>			
② 税務調査結果及び再発防止策の社内 周知		② 税務調査結果及び再発防止策の社内 周知			
③ その他有効な取組		③ その他有効な取組			
5 不適切な行為の抑制策の整備・運用		5 不適切な行為の抑制策の整備・運用			
仮装・隠 <u>蔽</u> を行った社員に対する懲戒 ① 処分などのペナルティ制度の整備と運 用		仮装・隠 <u>ぺい</u> を行った社員に対する懲戒 ① 処分などのペナルティ制度の整備と運 用			
② その他有効な取組		② その他有効な取組			
【参考]直近の変更事項等		(新規)	1		
① トップマネジメントの交代の有無及びそ 有無の状況(交代者、時期)					
② 大規模な事業部再編、合併等組織再編 有無 の有無及びその概要					

確認表記載要領 最際コンプライアンスの維持・向上のために実施している段階に関するコーポレートガバナンス の光楽版について、次の1~6の分野ごとに、それぞれの取職以及を記載して代さい。 なお、シブマネジシト代表をは近め、金分の変別に関する重要を含まり の文代法し、文代像のトンプマネジメトから投降に関するコーポレートガバナンスの元業法に 関本さ格宗や事業重要論。 台港・健康健康領域と受し、金社の変数に関する国・大ルートガバナンスの元業法に はてきたい。 1 トップマネジメトの関与・指導 トップマネジメトが段割に関するコーポレートガバナンスの元業に向けて関与・指導を行って いる原制に関するコーポレートガバナンスの元業に向けて関与・指導を行って いる原制に関するコーポレートガバナンスの元業に向けて関与・指導を行って いる原制に関するコーポレートガバナンスの元業に向けて関与・指導を行って いる原制に関するコーポレートガバナンスの発表に同けても取扱して代さい。 1 社別経営理念、行動規能、行動指針、企業の信息・指導を行って いる原制に対して、(少・温)に関連する配配ととに、その内容を作れる側に記載して代さい。 2 社別経営理念、行動規能、アラが指針、コーポレートガバナンスの構作。内に関する事項を記載したものがあ かれば、その内容)と作れの解告が入が、人の代表に関する事項を記載したものがあ かれば、その内容)と作りに指針を又は段階コンプライアンスに関する事項を記載したものがあ かれば、その内容)と行きに表出さい。条件を選手を表しましたものが対 がれて、ためて、中のできないというで、大いの企業に関する事項を記載したものは対している。 3 投表選手や適正な動程に向けた社内体制の整備、適正なグループ内取引等の実施など 空間に上程形式性とジンスボリンー・帯の企業を選手と取扱したものがあ かれば、長田の力性とジンスボリンー・帯の企業を送り、保険、時期等) 3 投稿調査の経過や特集について、トップマネジメントの報告状況 (内容、時期等) 5 投稿調査を投稿課金額果について、トップマネジメントの報告状況 (内容、時期等) 5 投稿調査を投稿課金額果について、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 5 投稿調査を投稿課金額果について、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 5 投稿調査を投稿課金額果について、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対の指数で表すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの用発的正質策定への指示、指導状況 5 対な調査を投稿機能を対していて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を投稿機能を対しまれて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を投稿機能を記していて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を投稿機能を対しまれていて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を投稿機能を対しまれていて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を投稿機能を記しまれていて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を投稿機能を記しまれていて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を収録を認定していて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を収録を対するといて、トップマネジメントへの報告状況 (内容、時期等) 6 対な調査を収録を対するといているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい	
接続コンプライアンスの維持・向上のために実施している股際に関するコーポレートがパナンスの非実施について、次の1~5の分野ごとに、それそれの取組状況を記載してください。 対象実施について、次の1~5の分野ごとに、それぞれの取組状況を記載してください。 対象する指示や重要原理権・企働を変化に処。会社の変化。実施しまり、変化をのレプマネジメントの最近に関するコーポレートがパナンスの充実施に関する日本できまた。 対象はたださい。 1 トップマネジメントの関係・指導 トップマネジメントが秘務に関するコーポレートがパナンスの充実施に関 トップマネジメントが秘務に関するコーポレートがパナンスの充実施に関 トップマネジメントが秘務に関するコーポレートがパナンスの充実施に関 トップマネジメントが秘務に関するコーポレートがパナンスの充実施に関 トップマネジメントが秘務に関するコーポレートがパナンスの充実施に関 トップマネジメントが秘務に関するコーポレートがパナンスの充実に向けて関与・指導を行っている股組について、()~②に関連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。 (1 たり、2 を表の原理となど、全の大きを表してください。 (1 たり、2 を表の原理とは受験コンプライアンスの維持・向上に関する事項を記載したださい。 (2 ① の指針等の対域について、トップマネジメントの指示状況(周知対象者、周知方法等) (3 扱法連中や連定な検別に向けた社内体制の整備、適正なグループ内取引等の実施などを問題にた投発方針とタックスポリンー等の公表技法(内容、時期等) (4 依務調査の経過や結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (5 依務調査の経過や結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投務調査等により、投格上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの事務防止策策定の指示、指導状況 (6 社内監査を投務調査等により、投格上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投務調査等により、投格上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投務調査等により、投格上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントのの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投税が調査等により、投格上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントのの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投援の選事がにより、対策を対し、対策を表していて、トップマネジメントへの報告状況(同対対策を表しいして、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投援の適用が記すると認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投援の選事が、定しまが表しますると認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの報告状況(内容、時期等) (6 社内監査を投援の選手により、投稿をしたは対策を表している。と述の表しますると認められる問題が必ずないると思いますると思いらながよりますると認められる問題が必ずないると思いますると認められる問題が必ずないると思いますると認められる問題があると思いますると認められると思いますると認められると思いますると認められる問題があるのよりに表している。と思いますると認められると思いますると認められると思いますると認められると思いますると思いますると思いますると思いますると思いますると思いますると思いられると思いますると思いますると思いられると思いますると思いらないますると思います	
トップマネジメントの関与・指導 トップマネジメントが税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けて関与・指導を行っている取組について、①~⑨に関連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。 トップマネジメントが税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けて関与・指導を行っている取組について、①~⑨に関連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。 ・	い。
いる取組について、①・②に関連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に配載してください。 ① 社訓経管理念、行動規範、行動指針、ユーポレートガバナンス方針、CSR報告書等)の策定決及び当該社訓等への税券コンプライアンスの維持・向上に関する事項の記載があるか及び代替に扱務に特化した指針等フルでは「使に扱務に特化した指針等フルでは「使に及務に特化した指針等フルで記載してもの代土の大力が大力であるからないでは、「では、一般を登した、一般を受け、一般を使うない。 「他に、一般を受け、一般を使うない。」 「他に、一般を使うないで、一般を使うないで、一般を使うない。」 「他に、一般を使うないで、一般を使うないで、「ないが、一般を使うないで、「ないが、一般を使うないで、「ないが、一般を使うないで、「ないが、一般を使うないで、「ないが、一般を使うないで、「ないが、一般を使うないで、「ないが、一般を使うないでは、「ないが、一般を使うないでは、「ないが、一般を使うないでは、「ないが、一般を使うないでは、「ないないでは、「ないないないでは、「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	
① 社訓録音 年念、1 朝別報告 2 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	その内容
② ①の指針等の社内周知に係るトップマネジメントの指示状況(周知対象者、周知方法等) ③ 税法遵守や適正な納税に向けた社内体制の整備、適正なグループ内取引等の実施などを明記した税務方針やタックスポリンー等の公表状況(内容、時期等) ④ 税務調査の経過や結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑤ 税務に関する社内監査結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 社内監査や税務調査等により、税務上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 ⑤ 大務に関する社内監査結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 社内監査や税務調査等により、税務上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 ⑤ 大務に関する社内監査結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 社内監査や税務調査等により、税務上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 ⑤ 大務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 税務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 税務調査への対応について、トップマネジメントから社内に対する指示状況(周知対象者、周知方法等) ⑥ 上記の他、税務コンプライアンスを維持・向上する観点からトップマネジメントが関与・指導の有無等)	方法等)
 を明記した税務方針やタックスポリシー等の公表状況(内容、時期等) ① 税務調査の経過や結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 放務に関する社内監査結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 社内監査や税務調査等により、税務上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 ⑥ 社内監査や税務調査等により、税務上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 ⑥ 大務調査への対応について、トップマネジメントのの税務調査中の経過報告の有無おける、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 ⑥ 大務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑦ 税務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 放務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 放務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 放務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ⑥ 放務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(周知対象者、周知方法等) ⑥ 上記の他、税務コンプライアンスを維持・向上する観点からトップマネジメントが関与・指導 	
 (5) 税務に関する社内監査結果について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (6) 社内監査や税務調査等により、税務上改善すべきと認められる問題が把握された場合における、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 (7) 策定した再発防止策の運用状況について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (8) 税務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (9) 上記の他、税務コンプライアンスを維持・向上する観点からトップマネジメントが関与・指導 (1) 最近に再発防止策の運用状況について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (2) 最近に再発防止策の運用状況について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) (3) 最近に再発防止策の運用状況について、トップマネジメントへの報告状況やそれに表している取組事例(特に<u>税務リスクが高い取引</u>について、トップマネジメントへの報告状況やそれに表している取組事例(特に<u>税務リスクが高い取引</u>について、トップマネジメントへの報告状況やそれに表している取組事例(特に<u>税務リスクが高い取引</u>について、トップマネジメントへの報告状況やそれに表して、投務コンプライアンスを維持・向上する観点からトップマネジメントが関与・指導 	された場合
 ① 税務調査への対応について、トップマネジメントから社内に対する指示状況(周 者、周知方法等)及びトップマネジメントへの税務調査中の経過報告の有無 おける、トップマネジメントの再発防止策策定への指示、指導状況 ② 策定した再発防止策の運用状況について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ● 税務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(内容、時期等) ● 税務調査への対応について、トップマネジメントへの報告状況(周知対象者、周知方法等) ③ 上記の他、税務コンプライアンスを維持・向上する観点からトップマネジメントが関与・指導 	(内容、時期
 (特に<u>税務リスクが高い取引</u>について、トップマネジメントへの報告状況やそれに等) (特に<u>税務リスクが高い取引</u>について、トップマネジメントへの報告状況やそれに示・指導の有無等) (特に<u>税務リスクが高い取引</u>について、トップマネジメントへの報告状況やそれに示・指導の有無等) 上記の他、税務コンプライアンスを維持・向上する観点からトップマネジメントが関与・指導 	
周知方法等) ③ 上記の他、税務コンプライアンスを維持・向上する観点からトップマネジメントが関与・指導	た対する指
等している取組事例(特に <u>税務処理上疑義が生じる可能性が高い取引</u> について、トップマ ネジメントへの報告状況やそれに対する指示・指導の有無等)	

改正後 改正前 2 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用 2 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用 経理部門や監査部門等の体制整備やチェック機能等の充実を図るために行っている取組に 経理部門や監査部門等の体制整備やチェック機能等の充実を図るために行っている取組に ついて、次の①~⑦に関連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。 ついて、次の①~⑦に関連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。 ① 税務上の処理(解釈)について、国内(外)事業部・事業所(事務所)と本社経理担当部署と ① 税務上の処理(解釈)について、国内(外)事業部・事業所(事務所)と本社経理担当部署 の連絡・相談体制の整備状況、連絡・相談基準、相談事績、相談内容に関する関連資料 との連絡・相談体制の整備状況、連絡・相談基準、相談事績等 の提出状況等 ② 税務精通者の配置状況及び税務精通者を確保するための取組状況 税務精通者の配置状況及び税務精通者を確保するための取組状況 ③ 経理担当部署等が行っている、税務面での内部監査の実施状況(体制、時期、内容) ③ 内部監査の体制整備及び実施状況、税務に対する内部監査の実施状況。監査の結果、 監査の結果、是正すべき事項が把握された場合の再発防止等の対応状況 是正すべき事項が把握された場合の対応状況 ④ 税務コンプライアンスの維持・向上のための経理担当部署と監査役や監査法人等との連 監査役や監査法人の監査において、税務コンプライアンスの観点からの監査を実施して 携状況(報告·相談状況、実施回数等) いるか。 ⑤ 国内のグループ会社との税務に関する情報(税制改正等)交換等の実施状況(時期、回数 税務コンプライアンスの維持・向上のための経理担当部署と監査役や監査法人等との連 携状況(報告・相談状況、定期的に報告・相談している場合には年間の実施回数等) その他、会社法に基づく監査体制の整備状況及び運用状況(監査役会設置会社か、指 連結子法人に対する申告指導など説明会等の実施状況(時期、回数等) 名委員会等設置会社か) ⑥ 海外の主要な子会社とのグループ内取引に係る税務処理の適正性を確認するために実 施している税務面の監査やモニタリングの実施状況 ⑤ 連結子法人や国内のグループ会社との税務に関する(税制改正等)情報交換の実施状 況、定期的に実施している場合には年間の実施回数 ⑦ 上記の他、経理・監査部門の体制・機能整備の観点から行っている取組事例(税理士等の ⑥ 海外の主要な子会社を指導、管理するための会計監査やモニタリングの実施状況 外部専門家の活用状況、組織全体の経理機能向上のための方策(人材育成、ノウハウの 共有)等) ⑦ 上記の他経理・監査部門の体制・機能の整備の観点から行っている取組事例 3 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用 (税理士などの外部専門家の活用状況など) 適正な税務・会計処理を行うための手続面の整備に関する取組について、次の①~⑤に関 連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。 3 内部室制の働く税務・会計処理手続の整備・運用 ① 各事業部等において行われる取引に係る経理(税務)処理誤りを防止するために講じてい 適正な税務・会計処理を行うための手続面の整備等に関する取組について、次の①~⑤に 関連する取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。 ② 税務処理手続に関するマニュアル等の整備・周知状況 ① 各事業部等において行われる取引に係る経理(税務)処理誤りを防止するために講じて ③ 会計処理の適否を事後に検証するために講じている措置の状況 税務処理手続に関するマニュアル等の整備・周知状況及び適正な運用状況 ④ 不正な会計処理などについて、内部・外部からの情報提供の受付体制の整備状況及び社 員・社外への周知状況 会計処理の適否を事後に検証するために講じている措置の状況 内部通報等があった場合の処理状況 ⑤ 上記の他、内部牽制向上の観点から行っている取組事例 ④ 不正な会計処理などについて、内部・外部からの情報提供の受付体制の整備状況及び 社員・社外への周知状況。また、内部通報等があった場合の処理状況 ⑤ 上記の他、内部牽制向上の観点から行っている取組事例

A) III /	利用 农
改正後	改正前
4 税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知 社員の税務に関する理解を深めるために行っている取組について、次の①~③に関連する 取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。	4 税務に関する情報及び再発防止策の社内への周知 社員の税務に関する理解を深めるために行っている取組について、次の①~③に関連する 取組ごとに、その内容をそれぞれの欄に記載してください。
① <u>税務に関する情報の周知状況(内容、対象者、方法等)</u>	① 社員に提供している税務に関する情報の内容、提供対象者、提供方法等
② <u>税務調査結果や再発防止策の周知状況(内容、対象者、方法等)及び運用状況(効果検</u>	② 社員に周知している税務調査結果や再発防止策の内容、周知対象者、周知方法等
証) ③ 上記の他、税務情報等の周知の観点から行っている取組事例	③ 上記の他、税務情報等の周知の観点から行っている取組事例
5 不適切な行為の抑制策の整備・運用 税務・会計処理等に関して不適切な行為が生じた場合におけるペナルティの適用について、 その内容と周知状況を記載してください。 ① 仮装・隠蔽などの不適切な行為を行った社員に対するペナルティ制度の整備及びその周	5 不適切な行為の抑制策の整備・運用 税務・会計処理等に関して不適切な行為が生じた場合におけるペナルティの適用について、 その内容と周知 <u>の</u> 状況を記載してください。
知状況 不適切行為を行った社員に対する過去の処分事例及び当該処分の社内周知状況	① 仮装・隠 <u>ぺい</u> などの不適切な行為を行った社員に対するペナルティ制度の整備及びその 周知状況 <u>。また、</u> 不適切行為を行った社員に対する過去の処分事例及び当該処分の社内 周知状況
② 上記の他、不適切行為を防止するために行っている取組事例	② 上記の他、不適切行為を防止するために行っている取組事例
【参考】 直近の変更事項等 直近の決算終了後に生じた税務に関するコーポレートガバナンスの充実策に影響を及ぼす 可能性がある以下の事項について、該当の有無及びその内容を記載してください。 なお、上記各項目への影響(見直し状況等)については、該当欄に記載してください。	
① トップマネジメントの交代の有無及びその内容(交代者、時期)	
② 大規模な事業部再編(例:事業部新設)や合併等組織再編(例:異業種企業の買収)が行われた場合には、その有無及び概要	
様式2~3 (省 略)	様式2~3 (同 左)